



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月3日火曜日 第1849号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県税の収納事務の委託.....	416
医療機関の指定.....	416
指定医療機関の廃止の届出.....	416
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	417
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	417
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	417
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	417
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	420
介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	420
指定介護機関の名称の変更.....	421
介護機関(介護予防事業者)の変更.....	421
介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	422
介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	422
介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	422
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	422
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	423
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	424
指定介護機関の廃止の届出.....	424
指定障害福祉サービス事業者等の指定(2件).....	425
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(5件).....	425
解除予定保安林.....	426
保安林の指定の解除.....	426
付保義務の発生.....	426
付保義務の消滅.....	426
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧による方法の一部改正.....	426
道路の区域変更(県道内子双海線).....	427
道路の供用開始(").....	427
開発行為に関する工事の完了.....	427
包括外部監査契約の締結.....	428

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	428
争議行為の通知の公表.....	428
一般県道岩城弓削線(生名橋)生名橋建設工事.....	428

人事委員会公告

平成19年度愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告.....	432
平成19年度愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者試験公告.....	435

雑 報

教育用コンピュータシステムの借入れ.....	437
------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第650号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 委託した事務の範囲及び内容

受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税(平成19年度定時課税分に限る。)の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

新居浜市
新居浜市一宮町一丁目5番1号

3 委託期間

平成19年4月1日から同年6月15日まで(納税の受付は、同年5月10日から同月31日まで)

○愛媛県告示第651号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
さたけ歯科	佐竹政志	伊予郡松前町筒井947-3	平成19年 2月9日
今井クリニック 整形外科	医療法人 今井クリニック 整形外科	西条市丹原町今井106番1	平成19年 3月1日
医療法人純歯会 にいぼり歯科	医療法人純歯会 にいぼり歯科	西条市洲之内甲303番地4	平成19年 2月1日
神南診療所	清水英範	大洲市新谷乙1186-1	平成19年 3月1日

○愛媛県告示第652号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
さたけ歯科	佐竹政志	伊予郡松前町北黒田657	平成19年 2月9日
にいぼり歯科	新堀 純	西条市洲之内甲303番地4	平成19年 2月1日

○愛媛県告示第 653 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社デイサービスさくら	伊予郡松前町大字恵久美546番地6	有限会社デイサービスさくら	伊予郡松前町大字恵久美546番地6	平成19年2月15日
大 下 祐 次	喜多郡内子町内子380番地	眼科うちこCLINIC	喜多郡内子町内子380番地	平成19年2月1日
株式会社新風会	大洲市徳森字野田1477番地1	グループホーム慶雲	喜多郡内子町大瀬中央5652番3	平成19年3月1日
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	北宇和訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字近永455番地1	平成19年2月1日
株式会社大福	宇和島市御幸町一丁目2番8号	デイサービスセンターももか	宇和島市御幸町一丁目2番8号	平成19年3月13日
医療法人今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106番1	今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106番1	平成19年3月1日
株式会社日本サンアンドグリーン	西条市三芳770番地1	サポートあい三芳事業所	西条市三芳770番地1	平成19年2月21日

○愛媛県告示第 654 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11 - 14	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町三丁目293	平成19年2月9日

○愛媛県告示第 655 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ひまわり商会	西予市宇和町上松葉392番地の2	有限会社ひまわり商会	西予市宇和町小野田373番4	平成19年1月22日

○愛媛県告示第 656 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5番地5	訪問介護センターひうち	今治市黄金町三丁目2番地7	平成19年2月21日
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5番地5	ひうち園老人訪問看護ステーション	今治市黄金町三丁目2番地7	平成19年2月20日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	グループホームあおぞら	新居浜市南小松原町8-68	平成19年2月14日
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	新居浜市西喜光地町8番1号	グループホーム夕日館	新居浜市萩生2720番1号	平成19年2月15日
医療法人弘友会	大洲市若宮548番地	老人保健施設フレンド	大洲市東大洲39番地	平成19年2月15日
医療法人社団みのり会	西予市三瓶町朝立2番耕地1番地7	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町大字朝立1-386-1	平成19年2月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9号47番地3	平成19年2月5日
医療法人竹林院	西予市野村町野村11-110	グループホームかぐや姫	西予市野村町野村11号95番地1	平成19年2月8日
有限会社和家	西予市宇和町れんげ1965番地27	グループホーム蘭	西予市宇和町河内166-1	平成19年2月8日
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81番地1	平成19年4月1日
株式会社新風会	大洲市徳森字野田1477番地1	グループホーム慶雲	喜多郡内子町大瀬中央5652番3	平成19年3月1日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地1	デイサービス施設みどり苑	喜多郡内子町立山4740番地	平成19年3月1日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	認知症専用デイサービスセンター「和が家」	新居浜市郷三丁目16番7号	平成19年2月28日
株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	株式会社翼	新居浜市宇高町一丁目3番	平成19年3月1日
医療法人岩崎病院	新居浜市中秋町2番5号	岩崎病院	新居浜市中秋町2番5号	平成19年2月8日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム銀河	大洲市徳森字野田1477番地1	平成19年3月1日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム白雲	大洲市白滝甲669番地4	平成19年3月1日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム星城	大洲市徳森字土肥1790番地3	平成19年3月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ヘルパーステーション伊予あいじゅ	伊予市宮下1224番地1	平成19年2月27日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	デイサービスセンター伊予あいじゅ	伊予市宮下1224番地1	平成19年2月27日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ショートステイ伊予あいじゅ	伊予市宮下1224番地1	平成19年2月27日

医療法人雄康会	四国中央市金生町下分1423	デイサービスセンターレオナ	四国中央市金生町下分1423	平成19年3月1日
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	短期入所生活介護事業所松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成19年2月23日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成19年3月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会野村支所	西予市野村町野村12号15番地	平成19年3月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3657番地	平成19年3月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成19年3月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会城川支所	西予市城川町下相938番地	平成19年3月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	西予市三瓶デイサービスセンター	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成19年3月1日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	グループホーム陽だまり	新居浜市郷三丁目16番40号	平成19年2月28日
医療法人弘友会	大洲市若宮548	医療法人弘友会訪問看護ステーションフレンド	大洲市東大洲39番地	平成19年2月27日
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大涌乙1072-1	指定訪問介護事業所つばき	今治市玉川町畑寺甲15-1	平成19年3月5日
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大涌乙1072-1	指定訪問入浴介護事業所椿号	今治市玉川町畑寺甲15-1	平成19年3月5日
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大涌乙1072-1	指定通所介護事業所デイサービスセンター福寿苑	今治市玉川町畑寺甲15-1	平成19年3月5日
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大涌乙1072-1	指定短期入所生活介護事業所瑞鶴荘	今治市玉川町畑寺甲15-1	平成19年3月5日
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大涌乙1072-1	グループホーム瑞鳳荘	今治市玉川町畑寺甲15-5	平成19年3月5日
医療法人豊翠会	新居浜市土橋一丁目12番43号	すみ整形外科リハビリ科	新居浜市土橋一丁目12番43号	平成19年4月1日
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	オレンジケアステーション	新居浜市篠場町10番23号	平成19年3月9日
合同会社土橋	新居浜市土橋一丁目3番30号	ひろ	新居浜市土橋一丁目3番30号	平成19年3月9日
有限会社萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の52	平成19年3月9日
医療法人社団久和会	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	介護老人保健施設ふなき久和園	新居浜市船木甲3656番地8	平成19年3月12日
医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	平成19年4月1日
愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1-1	愛媛医療生活協同組合泉川診療所	新居浜市瀬戸町1-2	平成19年4月1日

医療法人今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106番 1	今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106番 1	平成19年3月1日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地 5	老人保健施設伊予ヶ丘	伊予市八倉917番地 1	平成19年3月12日
医療法人社団みのり会	西予市三瓶町朝立 2 - 1 - 7	デイサービスセンターまほろば	西予市三瓶町大字朝立 2 番耕地 1 番地第 7	平成19年4月1日
社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村 8 号467番地	短期入所生活介護事業所法正園	西予市野村町野村13号288番地	平成19年4月1日
社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村 8 号467番地	短期入所生活介護事業所しいのき園	西予市野村町野村 8 号467番地	平成19年4月1日
医療法人竹林院	西予市野村町野村11 - 110	デイサービスセンター・バンブー	西予市野村町野村11 - 95 - 1	平成19年4月1日
東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町三丁目43 5 - 2	J A 東宇和介護支援センター	西予市野村町野村12 - 454	平成19年4月1日
東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町三丁目43 5 - 2	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンター	西予市野村町野村12 - 454	平成19年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43 4番地 1	西予市明浜デイサービスセンター	西予市明浜町狩浜 2 番耕地11 77番地	平成19年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43 4番地 1	西予市明浜老人短期入所施設	西予市明浜町狩浜 2 番耕地11 77番地	平成19年4月1日

○愛媛県告示第 657 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町三丁目45 3 - 2	J A 東宇和介護支援センター	西予市野村町野村12 - 454	平成19年2月14日
株式会社翼	香川県高松市林町1994番地 3	株式会社翼	新居浜市宇高町一丁目 3 番	平成19年3月1日

○愛媛県告示第 658 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	（変更後） 福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	平成16年4月1日
（変更前） 酒井鉄工有限会社		（変更前） 酒井鉄工有限会社		

○愛媛県告示第 659 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	（変更後） 愛南町国保一本松病院	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成18年4月1日
		（変更前） 国保一本松病院		
ケアセンター幸有限公司	宇和島市宮下乙97番地7	（変更後） デイホーム折鶴	南宇和郡愛南町柏386番地	平成18年4月1日
		（変更前） デイサービス幸		

○愛媛県告示第 660 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関が、名称を次のように変更した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
古城園	特別養護老人ホーム古城園	宇和島地区広域事務組合	北宇和郡松野町大字豊岡4598番地第1	平成17年10月1日
勝山荘	特別養護老人ホーム勝山荘	宇和島地区広域事務組合	北宇和郡鬼北町大字上大野322番地	平成17年10月1日
ひろみ奈良の里	特別養護老人ホームひろみ奈良の里	宇和島地区広域事務組合	北宇和郡鬼北町大字奈良2067番地	平成17年10月1日
一本松荘	特別養護老人ホーム一本松荘	宇和島地区広域事務組合	南宇和郡愛南町中川1438番地1	平成17年10月1日
柏寿園	特別養護老人ホーム柏寿園	宇和島地区広域事務組合	南宇和郡愛南町柏1542番地1	平成17年10月1日
城辺みしま荘	特別養護老人ホーム城辺みしま荘	宇和島地区広域事務組合	南宇和郡愛南町城辺乙561番地	平成17年10月1日
国保一本松病院	愛南町国保一本松病院	愛南町	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成18年4月1日
光来園	特別養護老人ホーム光来園	宇和島地区広域事務組合	宇和島市保田甲806番地	平成17年10月1日

○愛媛県告示第 661 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	(变更后) 愛南町国保一本松病院	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成18年4月1日
		(变更前) 国保一本松病院		

○愛媛県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社キャンパス	西条市丹原町池田1651番地1	訪問看護ステーションおれんじ	(变更后) 西条市丹原町池田1651番地1	平成18年4月3日
			(变更前) 西条市大町664	

○愛媛県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社介護プランニング南予	宇和島市宮下甲942番地	有限会社介護プランニング南予	(变更后) 宇和島市宮下甲942番地	平成18年7月15日
			(变更前) 宇和島市妙典寺前乙1206-49	

○愛媛県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ひだまりの会	宇和島市川内甲2467番地3	(变更后) 有限会社ひだまりの会通所介護事業所ながぼり	(变更后) 宇和島市長堀三丁目8番6号	平成18年3月1日
		(变更前) 有限会社ひだまりの会通所介護事業所いぶき	(变更前) 宇和島市伊吹町1368番地3	

○愛媛県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
篠崎啓一	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	しのざき医院	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	平成18年11月30日
高橋卓三	喜多郡内子町五十崎甲1125番地	高橋医院	喜多郡内子町五十崎甲1125番地	平成18年4月9日
内子町	喜多郡内子町平岡甲168番地	内子町立小田歯科診療所	喜多郡内子町小田82番地	平成18年9月30日
内海村	南宇和郡愛南町柏497番地	内海診療所家串出張所	南宇和郡愛南町家串1155	平成16年10月1日
内海村	南宇和郡愛南町柏497番地	内海村国民健康保険内海診療所魚神山出張所	南宇和郡愛南町魚神山569	平成16年10月1日
佐藤政晃	今治市常磐町六丁目5番2号	さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目4番8号	平成18年4月30日
医療法人彩水会	今治市矢田甲7番地1	医療法人彩水会真部病院	今治市矢田甲7番地1	平成18年6月30日
有限会社シグマ企画	西条市大町841番地6	サンケアネット	西条市大町841番地6	平成18年3月31日
中川秀和	西条市明理川318番地15	いしづちやまクリニック	西条市周布921番地	平成18年4月30日
狩山憲二	西条市大町701-2	かりやま整形外科	西条市大町701-2	平成18年11月30日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所長浜	大洲市柴甲1402番地3	平成18年3月31日
増田秀人	東温市西岡43-1	増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	平成18年5月31日
愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡鬼北町近永455番地1	平成18年3月31日
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	愛南町国民健康保険内海診療所	南宇和郡愛南町柏382	平成18年3月31日

○愛媛県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212番地	久万高原町指定居宅介護支援事業所	上浮穴郡久万高原町久万71番地1	平成18年3月31日
医療法人生きる会	今治市北宝来町二丁目4番地9	瀬戸内海病院	今治市喜多宝来町二丁目4番地9	平成18年3月31日
医療法人仁明会	今治市南宝来町三丁目2番地3	内科・消化器科羽鳥病院	今治市南宝来町三丁目2番地3	平成18年5月31日

八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市指定居宅介護支援事業所	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地	平成18年3月31日
------	---------------	-----------------	--------------------	------------

○愛媛県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
篠崎啓一	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	しのざき医院	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	平成18年11月30日
高橋卓三	喜多郡内子町五十崎甲1125番地	高橋医院	喜多郡内子町五十崎甲1125番地	平成18年4月9日
内子町	喜多郡内子町平岡甲168番地	内子町立小田歯科診療所	喜多郡内子町小田82番地	平成18年9月30日
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	愛南町国民健康保険内海診療所	南宇和郡愛南町柏382	平成18年3月31日
内海村	南宇和郡愛南町柏497番地	内海診療所家串出張所	南宇和郡愛南町家串1155	平成16年10月1日
内海村	南宇和郡愛南町柏497番地	内海村国民健康保険内海診療所魚神山出張所	南宇和郡愛南町魚神山569	平成16年10月1日
佐藤政晃	今治市常磐町六丁目5番2号	さとう内科クリニック	今治市新田町三丁目4番8号	平成18年4月30日
医療法人彩水会	今治市矢田甲7番地1	医療法人彩水会真部病院	今治市矢田甲7番地1	平成18年6月30日
中川秀和	西条市明理川318番地15	いしづちやまクリニック	西条市周布921番地	平成18年4月30日
狩山恵二	西条市大町701-2	かりやま整形外科	西条市大町701-2	平成18年11月30日
増田秀人	東温市西岡43-1	増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	平成18年5月31日
愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡鬼北町近永455番地1	平成18年3月31日

○愛媛県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

広瀬病院	医療法人陽成会	今治市拝志1番26号	平成18年7月31日
------	---------	------------	------------

介護機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
愛南町国民健康保険内海診療所	愛南町	南宇和郡愛南町柏382	平成18年3月31日
国保一本松病院	愛南町	南宇和郡愛南町一本松50番地2	平成18年3月31日

○愛媛県告示第 669 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100820	医療法人ゆうの森	松山市別府町444 - 1	永 井 康 徳	居宅介護	訪問介護事業所コスモス	松山市別府町365 - 1	平成19年 4月1日
3810100820	医療法人ゆうの森	松山市別府町444 - 1	永 井 康 徳	重度訪問介護	訪問介護事業所コスモス	松山市別府町365 - 1	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第 670 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第32条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。
平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830500066	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町 2 番60号	渡 邊 健	新居浜市中心身障害者福祉センター相談支援事業所	新居浜市庄内町一丁目14番18号	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第 671 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、東温市上林地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・上林地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第 672 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、東温市上林地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・上林地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第 673 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北宇和郡鬼北町大字永野市、出目、興野々、上川、小倉、広見、下大野、小松、久保、延川及び川上地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・広見地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年4月4日から5月2日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第 674 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北宇和郡鬼北町大字中野川、芝、内深田、沢松、国遠、延川及び川上地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・広見地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年4月4日から5月2日まで

3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第 675 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北宇和郡鬼北町大字上川及び北川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・広見地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月4日から5月2日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第 676 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西条市小松町石鎚字湯浪3798の 6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 677 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年4月3日

○愛媛県告示第 680 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第 866 号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 閲覧に供する方法 <u>閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法による。</u>	1 閲覧に供する方法 閲覧所を設けて _____ 閲覧に供する方法による。
2 閲覧所の場所及び閲覧時間 (1) 閲覧所の場所 <u>次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</u>	2 閲覧所の場所 _____ 次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町深浦 184（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 678 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（八幡浜地方局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第 679 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成15年4月愛媛県告示第 872 号）による保険に付すべき義務は、平成19年4月2日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（八幡浜地方局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

公表事項	閲覧所の場所
入札及び契約を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項並びに政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由	工事の入札及び契約を所管する各課（各機関）内
政令第7条第1項各号に掲げる事項	土木部土木管理課内並びに地方局建設部内及び土木事務所内

(2) 閲覧時間

県の執務時間による。

3 インターネットのアドレス

(1) 県のホームページ

えひめの土木 発注情報

<http://www.pref.ehime.jp/>

(2) 入札情報公開システム

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

公表事項	閲覧所の場所
入札及び契約を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項並びに政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由	工事の入札及び契約を所管する各課（各機関）内
政令第7条第1項各号に掲げる事項	土木部土木管理課内並びに地方局建設部内及び土木事務所内

3 閲覧時間

県の執務時間による。

○愛媛県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町城廻549番地先から 同町城廻606番1地先まで	旧	メートル 5.1～11.8	キロメートル 0.802	
			新	8.0～10.0	0.085	

○愛媛県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町城廻549番地先から 同町城廻606番1地先まで	平成19年4月3日

○愛媛県告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第61号 平成19年3月22日	東温市南方字天神79番1、79番2、80番、81番、82番、80番地先農道、81番地先農道及び81番地先水路	松山市清住二丁目1092-5 株式会社清友 代表取締役 山本 守厚

○愛媛県告示第 684 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の36第 1 項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
佐伯 直輝
西条市丹原町池田1652番地 4
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

平成19年4月1日

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

- (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- (2)費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年3月23日	特定非営利活動法人 福祉の店コットン	岡 熙 美	新居浜市高木町 2 番60号新居浜市総合福祉センター内	この法人は、愛媛県内の障がいのある人達に対して、就労支援に関する事業を行い、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成19年3月26日あったので、公表する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成19年度賃金引上げ、その他に関する事項
- 2 日時 平成19年4月9日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲 786 - 13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
一般県道岩城弓削線（生名橋） 生名橋建設工事
 - (2) 工事場所
愛媛県越智郡上島町生名から弓削佐島まで
 - (3) 工事概要
ア 橋梁下部工事（橋脚 2 基）一式
イ 鉄筋コンクリート製主塔
 - (ア) 数量 2 基
 - (イ) 塔高 (P 1) 94.6メートル
(P 2) 93.6メートル

ウ 橋梁上部工事

- (ア) 施工延長 515メートル
- (イ) 道路幅員 4.0(7.5)メートル
- (ウ) 形式 3 径間連続鋼・コンクリート混合斜張橋
 - a P C 桁部 P C 箱桁
 - b 鋼桁部 鋼床版箱桁

エ 使用する主要な資機材

- (ア) 橋梁下部
 - a コンクリート 約 6,109立方メートル
 - b 鉄筋 約 1,041トン
- (イ) 鉄筋コンクリート製主塔
 - a コンクリート 約 3,007立方メートル
 - b 鉄筋 約 1,340トン
- (ウ) P C 桁部
 - a コンクリート 約 3,510立方メートル
 - b 鉄筋 約 542トン
 - c P C 鋼材 約99トン
- (エ) 鋼桁部
 - a 鋼材 約 560トン

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成22年3月25日まで

(5) 予定価格

4,683,000,000円（4,460,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。））

(6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者又は特に紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

イ 代表者である構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(ア) 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成19年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) この公告の工事に係る他の共同企業体の構成員でない者であること。

(エ) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間（平成19年4月1日付け改正前の愛媛県建設工事指名停止措置要綱に基づいて知事が行う指名停止の期間を含む。）がない者であること。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(カ) 平成17年度又は平成18年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点の平成17年度の平均点数又は平成18年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

(キ) 土木工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。

(ク) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1,200点以上の者であること。

(ケ) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たす工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、代表者に限る。以下同じ。）としての

施工実績（財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）に登録されたもののうち、工事が完成したものの（以下「CORINSに登録されたもの」という。）に限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

a 鉄筋コンクリート製主塔を有するPC斜張橋又はエクストラード橋であること。

b 最大支間長80メートル以上であること。

(コ) 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

a 技術士（建設部門に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

b 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、(ケ)に規定する工事（元請としてのものであり、かつ、CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（当該工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(サ) 構成員のうち、出資比率が最大で、かつ、直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が土木一式工事において最高の者であること。

ウ 代表者以外の構成員が、PC桁部の施工を担当する構成員にあっては(ア)の要件を、鋼桁部の施工を担当する構成員にあっては(イ)の要件を満たす者であること。

(ア) 次に掲げるPC桁部の施工を担当する構成員の要件

a イ(ア)から(キ)までに掲げる要件

b 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、プレストレストコンクリート工事において1,000点以上の者であること。

c 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たすPC橋上部工事の元請としての施工実績（CORINSに登録されたものに限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(a) 最大支間長50メートル以上であること。

(b) 架設工法が現場製作による片持式張出架設であること。

d 次の要件をすべて満たす技術者を、PC桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

(a) 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を

有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (b) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、cに規定する工事（元請としてのものであり、かつ、CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（当該工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。
- (イ) 次に掲げる鋼桁部の施工を担当する構成員の要件
- a 知事の審査を受け、工事種別「鋼構造物工事」について平成19年度の特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
- b イ(イ)から(オ)までに掲げる要件
- c 平成17年度又は平成18年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係る工事成績評定点の平成17年度の平均点数又は平成18年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- d 鋼構造物工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- e 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、鋼橋上部工事において1,000点以上の者であること。
- f 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たす鋼橋上部工事の元請としての施工実績（CORINSに登録されたものに限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。
- (a) 鋼箱桁橋の上部工事であること。
- (b) 架設工法がフローティングクレーンによる一括架設であること。
- g 鋼桁部の施工管理を担当する主任技術者として、(a)の要件を満たす技術者を工場での製作期間に配置することができ、かつ、(a)及び(b)の要件を満たす技術者を現地での架設期間に専任で配置することができる者であること。
- なお、工場での製作期間に配置する技術者と現地での架設期間に専任で配置する技術者とは同一の者でなくてもよいものとする。
- (a) 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (b) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、fに規定する工事（元請としてのものであり、かつ、CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（現地での架設期間に配置する技術者は、当該工事における現地での架設期間の3分の2以上を占める従事経験に限る。）

を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

エ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

オ 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

(ア) この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

(イ) この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

(2) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ アに掲げる申請書の提出は、原則として、代表者となる者とする者が、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあつては、この限りでない。

ウ 申請書は、電子入札システムにより平成19年4月3日（火）から20日（金）までの電子入札システムの稼働時間中（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所へ、申請書を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(ア) 受付期間

平成19年4月3日（火）から20日（金）までの受付時間中（午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）。なお、郵送による場合にあつては、平成19年4月20日（金）の午後5時までに、(イ)に掲げる場所に必着のこと。

(イ) 受付場所

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912 2643

エ 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、平成19年5月7日（月）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあつては、書面により通知する。

オ その他

(ア) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

ア 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成19年5月16日（水）までの受付時間中に(2)ウ(イ)に掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ イの書面を提出した者に対する回答は、平成19年5月21日

(月)までに、書面により行う。

(4) 入札説明書の掲載等

ア 掲載期間

平成19年4月3日(火)から5月23日(水)まで

イ 掲載場所

入札情報公開システム

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

ウ なお、設計書、図面及び仕様書については、平成19年4月3日(火)から5月18日(金)までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与する。

エ 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成19年4月4日(水)から5月11日(金)までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

オ エの質問に対する回答を記載した書面は、平成19年5月16日(水)から18日(金)までの間において、入札情報公開システムに公表する。

3 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成19年5月21日(月)から23日(水)までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成19年5月24日(木)午前11時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者については、郵便による入札の場合を除き、開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。

(5) 郵便による入札の取扱い

郵便による入札の場合は、入札書は、書留郵便により、平成19年5月23日(水)午後5時までに、2(2)ウ(イ)に掲げる場所に必着のこと。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、平成19年5月31日(木)午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を2(2)ウ(イ)に掲げる場所へ持参して提出すること。

4 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事事務物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案す

ることができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することができる。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1(規則第133条の2第2項の規定による調査(以下「低入札価格調査」という。))に係る契約にあっては、請負代金額の10分の3)以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること(郵便による入札の場合には、封かんした入札書と同封して送付すること)。ただし、紙入札方式による者(郵便による入札を行う者を除く。)にあっては、開札の日時に開札の場所へ持参により提出すること。

イ 工事費内訳書には、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び入札参加確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低入札価格調査に係る契約については、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

ア 規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなる

おそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

(8) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(9) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(1)イ(ア)、2(1)ウ(ア) a 又は2(1)ウ(イ) a の知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けな

ければならない。

(10) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
愛媛県土木部管理局土木管理課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2643

(11) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Ikina Bridge (General Prefectural Road Iwagi Yuge Line)
- (2) Time limit of tender by electronic bidding system: 5:00 p.m., 23 May 2007 (tenders brought with 11:00 a.m., 24 May 2007 or tenders submitted by mail: 5:00 p.m., 23 May 2007)
- (3) For further information, please contact: Public Works Administration Division, Administrative Subdepartment, Department of Public Works, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2643

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成19年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成19年4月3日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話(089)912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話(089)934-0110 内線2621・2623
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年4月4日（水）から4月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年4月5日（木）から4月13日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	採用予定人員				採用予定時期
	愛媛県	警視庁	大阪府	兵庫県	
大学卒	45人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成20年4月1日
大学卒特別募集	10人程度				平成19年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成20年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒 特別募集	ア 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成19年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成19年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和52年5月15日から昭和61年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	25回以上 / 30秒間
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸	30回以上			
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。

- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	大 学 卒	平成19年5月13日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成19年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成19年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、大学卒は平成20年4月以降の、大学卒特別募集は平成19年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成20年3月末日までに、大学卒特別募集は平成19年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給(現行給料月額190,100円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成19年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。</p> <p>なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p> <p>また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
申込方法及び受験票の交付	<p>申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。</p> <p>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)申込み」又は「警察官(男性)(大卒特別募集)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。</p> <p>受験票が5月7日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。</p>

受験手続その他
の問い合わせ先

愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成19年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告

平成19年4月3日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2621・2623
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年4月4日（水）から4月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年4月5日（木）から4月13日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

10人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成20年3月末日までに卒業する見込みの者

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上(左右の平均)
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	平成19年 5月13日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成19年 5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成19年 7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成20年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補

者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、平成20年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給（現行給料月額 190,100円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成19年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して 愛媛県人事委員会事務局へ提出してください 。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、 配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください 。 受験票が5月7日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

雑 報

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月3日

愛媛県総合教育センター所長

藤 上 恵 三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
教育用コンピュータシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量

教育用コンピュータシステム一式（サーバ装置一式、研修用コンピュータ一式、周辺機器一式、OAデスク一式、ソフトウェア一式、据付け、配線、調整、保守等一式）

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- (5) 借入場所
愛媛県総合教育センター
- (6) 入札方法
入札金額は1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成19年度の製造の請負に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県生涯学習センター総務課

〒791 1136

愛媛県松山市上野町甲 650 番地

電話 (089) 963 2111

- (2) 入札書の受領期限

平成19年5月15日（火）午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成19年5月15日（火）午後2時

愛媛県生涯学習センター 2階ミーティングルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合教育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県総合教育センタ

一所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Network System for Seminars and Research Use , 1 system
- (2) Time limit of tender: 2:00 P.M . May 15 , 2007
- (3) For further information , please contact: Ehime Prefecture Lifelong Learning Center , General Affairs Division , Ko 650 Uenocho , Matsuyama , Ehime 791 1136 Japan
TEL 089 963 2111